

簡易専用水道を適切に管理しましょう

受水槽の有効容量が10立方メートルを超える水道施設は、「簡易専用水道」として、その管理について水道法の適用を受けています。

○受水槽など管理は設置者（所有者）が行うことになっています。

受水槽から蛇口までは設置者（所有者）に適切な管理が義務づけられています。

○正しい管理をするための5つの心得です。

法定検査 の受検	水槽の掃除	施設の保守点検	水質の管理	水質事故対策 (飲料水の異常など)
1年以内ごとに1回(毎年1回以上)、定期的に検査を受けなければなりません。 ※検査は、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関が行います。 裏面を参照してください。	1年以内ごとに1回(毎年1回以上)、定期的に掃除をし、いつも清潔な状態を保つようにしなければなりません。 (掃除は、専門業者に依頼するとよいでしょう)	定期的に施設を点検し、不備があれば速やかに改善してください。	いつも水の色、味、臭いなどに注意し、異常があった場合、専門機関の検査を受けてください。	①すぐに給水を停止してください。 ↓ ②水道の利用者に周知してください。 ↓ ③市など、関係機関に連絡してください。 ↓ ④速やかに改善措置を行ってください。 (汚染原因の除去、清掃・消毒作業の手配)

保守・点検のポイント

- 1 水槽の周辺は清潔ですか。また、汚染の原因となるものは置いてありませんか。
- 2 水槽にひび割れや水漏れはありませんか。
- 3 水槽内に浮遊物や沈殿物はありませんか。
- 4 マンホールはしっかり閉じられ、鍵がかかっていますか。
- 5 オーバーフロー管や通気管の防虫網などはいたんでいませんか。

○次の場合は、市への届出を行ってください。

- ①簡易専用水道を新たに設置する場合
- ②設置した後、設置者や水道施設の変更があった場合
- ③簡易専用水道を休止・廃止する場合

簡易専用水道の「法定検査」について

<水道法>

第四章の二 簡易専用水道

第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

二 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、**定期に**、地方公共団体の機関又は**国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査**を受けなければならない。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、**百万円以下の罰金**に処する。

八 第三十四条の二第二項の規定に違反した者

※「定期に」とあるのは、「1年以内ごとに1回」と規定されています。

◇ 法定検査は、主に次のような検査を行います。

施設の外観検査

- ①施設（水槽本体、水槽内部、マンホール、オーバーフロー管、通気管、水抜き管、給水管）に、汚水等の衛生上有害なものが混入するおそれの有無の検査
- ②水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査
- ③水槽内の沈殿物、浮遊物質等の異常な物の有無の検査

給水栓の水質検査

給水栓において、臭気、味、色に関する検査や色度、濁度、残留塩素の測定

書類の整理等（管理状況）に関する検査

以下の書類が適切に整理保存されているか検査します。

- ①簡易専用水道の設備の配置及び系統図
- ②受水槽周囲の構造物の配置図
- ③水槽の清掃の記録
- ④その他水槽の点検記録（保守点検）
- ⑤給水栓における水質管理の記録

※**建築物衛生法**が適用される特定建築物は、施設検査に替えて、**書類検査**とすることができます。

※富山県を担当する「簡易専用水道検査機関（国土交通大臣及び環境大臣登録）」は、国土交通省及び環境省のホームページに掲載されています。

国土交通省

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyou_kenkou_suido_suishitsu_02a.html

環境省

https://www.env.go.jp/water/water_supply/suishitsu/02a.html

※検査を怠った設置者は、**罰則（百万円以下の罰金）**が適用されることもありますので、注意してください。